

米子市起債管理システム更新業務に係るプロポーザル実施要領

1 概要

(1) 目的

米子市起債管理システム更新に係る業務を公募型プロポーザル方式により実施するものとし、最も優れた提案を行う事業者を選定する。

(2) 業務概要等

ア 業務名

米子市起債管理システム更新業務

イ 業務内容

別途交付する「米子市起債管理システム更新業務仕様書」のとおり

ウ 業務期間

(ア) 導入期間

契約締結の日から令和7年9月30日まで

(イ) システム利用期間

令和7年10月1日から令和8年3月31日

(※期間終了後については、システム利用に係る契約を再度締結するかを年度ごとに協議する。)

エ 提案上限額について

(ア) 提案上限額の考え方

システム導入、データ移行及びマニュアル作成に係る費用(以下、「導入費用」という。)及びシステム導入から5年間使用する想定とした場合のライセンス使用、サポート、システム保守及びシステム利用料等といったシステムの利用に係る費用(以下、「システム利用費用」という。)といった必要な費用を全て含むこと。

※なお、5年間の使用を確約するものではない。

(イ) 提案上限額(消費税及び地方消費税を含まない。)

導入費用 900千円

システム利用費用 2,400千円

(※参考:ひと月あたりシステム利用費用 2,400千円÷60月=40千円)

(ウ) 留意事項

提案に係る見積書の金額が、提案上限額を超過した場合は失格とする。また、提案上限額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

オ 支払い

(ア) 導入費用は、それら業務の完了後、本市の検査に合格した後、一括で支払う。

(イ) システム利用費用の支払方法については、契約に当たって別途協議をするものとする。

(3) 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- イ 令和2年度以降において、自治体への起債管理システム導入又は保守の実績が複数あること。
- ウ 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。
- エ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。
- カ 米子市が課する税、料の滞納をしていない者

2 手続き等

(1) 担当部署

〒683-8686

鳥取県米子市加茂町一丁目1番地 米子市財政課

電話番号 0859-23-5322

電子メールアドレス zaisei@city.yonago.lg.jp

(2) 米子市起債管理システム更新業務に係る仕様書及び様式等（以下、「仕様書等」という。）の交付について

仕様書等の交付は、次により電子メールで送付するものとする。なお、交付を希望する者は、次の交付期間内に、直接訪問、電話又は電子メールのいずれかにて（1）の担当部署に交付を求めること。

ア 交付期間

公告の日から6月18日（水）午後5時までの間

イ 交付場所

（1）の担当部署又は電子メールによる。

(3) 参加申込書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり、参加申込書兼参加資格に関する申立書（別記様式）を提出すること

ア 提出書類及び部数

参加申込書兼参加資格に関する申立書（別記様式） 1部

イ 提出期限

令和7年6月27日（金）午後5時（必着）

ウ 提出方法

（1）の担当部署への持参又は郵送若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者（以下、「信書便事業者」という。）による同

条第2項に規定する信書便（以下、「信書便」という。）により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによること。

(4) 企画提案書等の提出

(3)の参加申込書を提出した者は、次のとおり資料等を提出すること。

ア 書面により提出するもの及び部数

- ・企画提案書 8部
- ・役員等調書兼照会承諾書 1部
- ・市税等納付確認同意書 1部
- ・【様式1】見積書 1部
- ・【様式1-1】見積内訳 1部
- ・【様式2】機能要件表 8部 ※企画提案書に含めてその末尾にとじること。

イ 提出期限

令和7年7月17日（木）正午（必着）

ウ 提出方法

(ア) 上記アに掲げる企画提案書等については、(1)の担当部署への持参又は郵送若しくは信書便事業者による信書便により提出すること。

なお、郵便又は信書便による提出は、書留郵便又は信書便事業者の提供する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによること。

(イ) 企画提案書の様式について

- ・企画提案書は、30ページ以内で作成すること。
- ・目次及びページ番号をそれぞれ付与すること（表紙、背表紙、目次はページ数には含めない。表紙及び背表紙に業務名、事業者名を記載すること）。
- ・基本的にA4版両面印刷とする。
- ・文字サイズ、フォントの指定はないが、見やすいものとする。

(ウ) 企画提案書の記載内容

- ・仕様書及び別途示す「評価基準書」の評価基準等をもとに企画提案の趣旨やアピールしたいポイント等を簡潔にわかりやすく記述すること。ただし、提案限度額の範囲内において、専門の見地かつ有益だと思われる事項、独自のアピールポイントについては仕様書に定めた業務以外であっても提案可能とする。
- ・専門知識を有しない者にもできる限り理解できるよう配慮し、図や表などを適宜使用するなど、見やすく明確な企画提案書を作成すること。

(エ) 見積書及び見積内訳の記載について

見積書は導入から5年間運用することを想定したものとすること。

見積内訳においては項目ごとにその内容、経費積算等を明確にすること。

(5) 質問の方法

質問は、簡潔にまとめ、担当部署へ電子メールにより提出すること。

ア 提出期限は、令和7年6月23日（月）正午までとする。

イ 回答は、米子市ホームページ上に順次掲載する。なお、質問がなかった場合には、掲載しない。

ウ 最終の回答は、令和7年6月25日（水）午後5時までに掲載する。

(6) 審査方法等

ア 別途示す「評価基準書」を用い、参加資格を有する者から提出された企画提案書及びシステムデモンストレーションにより評価する。

イ システムデモンストレーションについては、企画提案書だけでは確認が難しい直感的なシステムの利用しやすさや、機能・仕様等を確認する場とし、ウェブ会議方式により実施する予定である。実施予定日は、令和7年7月24日（木）で、質疑等を含め1社当たり40分以内とする。詳細については参加者に別途連絡する。

ウ 審査結果の送付

審査の結果について、令和7年8月初旬頃に全ての提案書提出者へ電子メールにより通知する予定である。

3 契約締結の交渉及び契約締結

(1) 審査の結果、最優秀案として選定された提案をした者と契約締結の交渉を行う。

この交渉が不調となったときは、審査で順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(2) 契約締結の交渉における業務内容は、提案を尊重するが、必ずしも提案どおり実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

4 日程

プロポーザル公募開始	公告の日
仕様書等の交付期間	公告の日～6月18日（水）午後5時
質問提出期限	令和7年6月23日（月）正午
質問最終回答日時	令和7年6月25日（水）午後5時
参加申込書提出期限	令和7年6月27日（金）午後5時
企画提案書提出期限	令和7年7月17日（木）正午
デモンストレーション	令和7年7月24日（木）予定
審査結果送付	令和7年8月初旬頃予定

5 その他

(1) 本プロポーザルへの参加に係る提案書等の作成及び提出等に要する費用は参加希望者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は、本プロポーザルの目的以外の目的に提出者に無断で使用しない。

(3) 本プロポーザルの提案書等の作成のために米子市から受領した資料等は、米子市の了承なく公表し、又は使用してはならない。

(4) 提出された提案書等は、返却しない。

(5) 提出された提案書等は、米子市起債管理システム更新業務受託者を選定するための資料であり、提出された提案書等に関する著作権等の主張は、認めない。

(6) 本プロポーザルにより選定された場合、契約後に、本市に対し、無断で仕様の縮小や

削除が発覚した場合、契約の解除及び損害賠償請求等の措置を講じることがあるので特に留意すること。

- (7) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他の不可抗力等により業務が中止となった場合は、公告後であっても、プロポーザル審査を中止する。この場合、参加者に対し、米子市は一切の責任を追わない。

米子市長 様

会 社 の 名 称
所 在 地
代 表 者 氏 名 ⑩

担 当 者 職 氏 名
所 属 部 署
電 話 番 号
F A X 番 号
E - m a i l

参加申込書兼参加資格に関する申立書

米子市起債管理システム更新業務に係るプロポーザルに参加したいので、申し込みます。
なお、当該プロポーザルに係る参加資格に関し、次に掲げる事項について、事実と相違ない
ことを申し立てます。

記

(1) 当社は、令和2年度以後、自治体への起債管理システム導入又は保守の実績が複数あ
ります。

導入年度	団体名	業務内容

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該
当しません。

(3) 当社に対しては、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申
立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又
は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなさ
れていません。

(4) 当社は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定
する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていません。

(5) 米子市が課する税、料の滞納をしていません。